

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起とある翌日が休日に當るときは、そ)

鳥取県訓令第四号

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

官報に掲載する事項等に関する規程の一部を改正する訓令

官報に掲載する事項等に関する規程（昭和三十九年五月鳥取県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

報	告	事	項	式
行政事務に関する条例の制定又は改廃		様式第一号又は 様式第二号		

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条
第三号から第八号までに掲げる処分についての不服申立て
てがあつた場合又はその不服申立てに対する決定又は裁
決をした場合のその要旨

地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百六十
一条の規定による住民投票の経過及び結果

様式第四号

議会の議長又は副議長	人事異動	監査委員	監査委員	議會の議長又は副議長
教育委員会、公安委員会、選舉管理委員会、人事委員会、地方労働委員会又は収用委員会の委員	副知事、出納長、部長、次長、副出納長、課長若しくはこれらに準ずる職にある者、地方機関の長、議会事務局の事務局長、教育長、教育委員会事務局の課長、監査委員	副知事、出納長、部長、次長、副出納長、課長若しくはこれらに準ずる職にある者、地方機関の長、議会事務局の事務局長、教育長、教育委員会事務局の課長、監査委員	副知事、出納長、部長、次長、副出納長、課長若しくはこれらに準ずる職にある者、地方機関の長、議会事務局の事務局長、教育長、教育委員会事務局の課長、監査委員	教育委員会、公安委員会、選舉管理委員会、人事委員会、地方労働委員会又は収用委員会の委員
様式第五号	様式第九号	様式第八号	様式第七号又は	様式第六号又は
鳥取県	鳥取県	鳥取県	様式第五号 (第三条関係)	様式第八号
議長 (副議長) 選挙	議長 (副議長) 選挙	議長 (副議長) 氏 名	議長 (副議長) 氏 名	議長 (副議長) 選挙
議長 (副議長) ×××××は、×月×日辞職し (欠員であつたところ)、×月×日次の者が選挙された。	議長 (副議長) ×××××は、×月×日辞職し (欠員であつたところ)、×月×日次の者が選挙された。	議長 (副議長) 氏 名	議長 (副議長) 氏 名	議長 (副議長) 選挙
鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
様式第十号	××委員会委員任命 1 (選挙・補充)	××委員会委員任命 1 (選挙・補充)	××委員会委員任命 1 (選挙・補充)	様式第十号
鳥取県	××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。	××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。	××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。	鳥取県
備考	××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。	××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。	××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。	備考
鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県
行政事務条例	×××××条例の一部を改正する条例 (鳥取県条例第××号)	×××××条例の一部を改正する条例 (鳥取県条例第××号)	×××××条例の一部を改正する条例 (鳥取県条例第××号)	行政事務条例
次の方を制定し、×月×日公布した。	次の方を制定し、×月×日公布した。	次の方を制定し、×月×日公布した。	次の方を制定し、×月×日公布した。	次の方を制定し、×月×日公布した。

1 () は選舉管理委員会委員の異動に、2 () は前任者が退職し後任者が選任され、又は補充されるまで期間があつた場合に記載すること。

×××××条例の一部を改正する条例 (鳥取県条例第××号)

様式第二号 (第三条関係)

様式第一号を削り、様式第二号中「様式第二号」を「様式第二号 (第三条関係)」に改め、同様式を様式第一号とし、同様式の次に次の二様式を加える。

××委員会委員任命 1 (選挙・補充)
××委員会委員××××は、×月×日任期満了し (辞職し・失職し・罷免され) 2 (欠員であつたところ)、×月×日次の者が任命 1 (選挙・補充)された。

××委員会委員 氏 名

様式第七号（第三条関係）

鳥取県

監査委員選任

監査委員××××は、×月×日任期満了し（辞職し・失職し）（欠員であつたところ）、×月×日次の者が選任された。

監査委員（議会選出） 氏 名

名

附則

様式第八号（第三条関係）

鳥取県

××委員会委員再任

××委員会委員××××は、×月×日再任された。

様式第九号（第三条関係）

鳥取県

新

旧

(.....) 氏名

(.....) 氏名

(以上×月×日)

備考

- 1 発令年月日順に記載することとし、同一月日の発令者が二人以上にわたる場合には、発令月日の記載を（以上×月×日）とすること。
- 2 前任が課長相当職以上でない場合は、旧職欄は、事務吏員又は技術吏員とし、（ ）書を付さない。また、各省から採用され、その者が本省の課長相当職以上でない者の旧職欄は、××事務官又は××技官として（ ）を付して記載すること。

3 職員がその意により退職した場合は、上段の記載を「辞職」とすること。

様式第十一号及び様式第十二号を削り、様式第十三号中「様式第十三号」を「様式第十三号（第三条関係）」に改め、同様式を様式第十号とし、様式第十四号を削る。

この訓令は、昭和五十一年四月十六日から施行する。

告 示

鳥取県告示第二百九十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第二百四十条の規定に基づき、境港市及び米子市に所在する計量器の定期検査を次とのとおり実施するので、同法第二百四十三条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第二百四十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和五十一年五月十七日から

当該計量器の所在の場所

昭和五十二年三月三十一日まで

二 計量法第百四十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実施期日

実施時間

実施区域

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(十八号) 第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

五月 十七日 午前十時から 午後三時まで 境港市 境港公民館

十八日 " " " " " " " "

十九日 " " " " " " " "

二十日 " " " " " " " "

二十一日 " " " " " " " "

二十四日 " " " " " " " "

二十五日 " " " " " " " "

二十六日 " " " " " " " "

六月 二日 午前十時から 午後二時まで 米子市 彦名公民館

三日 " " " " " " " "

四日 " " " " " " " "

七日 " " " " " " " "

八日 " " " " " " " "

九日 " " " " " " " "

鳥取県告示第二百九十七号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長福田紀生から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七

一 事件

(一) 賃金引上げの要求に関する件

(二) 産業別最低賃金の要求に関する件

(三) 夏季一時金の要求に関する件

二 日時

昭和五十一年四月二十日からこの事件が解決する日まで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場(鳥取市及び府町)

四 概要

あらゆる形の為議行為を実施する。

大篠津公民館
和田公民館
富益公民館
夜見公民館

鳥取県告示第二百九十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第一項の規定に基づき、昭和五十年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字大石字勘助ヶ平八五七、字中平ル八五八（以上二筆

について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ケ谷八〇五の一から八〇五の三まで（以上

三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役

場に備え置いて縦覧に供する。）

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市双六原字堂免四七一、四七二の一、矢矯字下河原ノ壱四九七、五〇九の一、字下前田五二二（以上五筆について、次の図に示す部分に

限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ケ谷八〇五の一から八〇五の三まで（以上

三筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役

場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字波多字坂ノ元六六二の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一、字カツラガ谷ヨリ大東仙七

八三の一(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字郷原字小火打山二九八(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役

場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二三九の三、一二四〇の二(以上

二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百七号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第一工区県営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年四月十七日から二十日間
北条町役場

鳥取県知事 平 林 鴻 三
一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
二 縦覧に供する期間
昭和五十一年四月十七日から二十日間
北条町役場

三 縦覧に供する場所
昭和五十一年四月十七日から二十日間
鳥取市役所及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百九号

日野川水系に係る一級河川日野川について、河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第六条第一項第三号の区域を次のように指定する。
その関係図面は、鳥取県土木部河港課及び鳥取県根雨土木出張所に備え置いて縦覧に供する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち河川法第六条第一項第一号及び第二号の区域以外の区域

(図面省略)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏氏名	主たる事務所の所在地	備考
自由民主党鳥取市明治支部	福田 好市	奥田 保男	鳥取市横原	
自由民主党倉吉市上灘支部	宮木 忠治	中井 稔	倉吉市米田町八二の一	政 党
自由民主党福部村支部	山根 秀雄	中山 敏男	岩美郡福部村細川	
自由民主党八東町支部	森脇 金治	竹本 正実	八頭郡八東町富枝	
自由民主党羽合町支部	浦田 義治	宮本 良吉	二六五十一三	"
土 谷 栄一 後 援 会	都田 照正	石賀 常一	東伯郡羽合町長瀬	"
鳥取県社会保障推進連盟	福田 信雄	豊田 良雄	米子市久米町四一一二	
山崎建治東部後援会	小出 英一	藤原精之助	高木照雄方	その他の政 治団体
山崎建治中部後援会	亀井 勇大原	忠治	鳥取市栄町二三一番地	
山崎建治西部後援会	井汲 盛夫	竹中 静夫	倉吉市湊町一七三番地	
米 沢 銳 郎 後 援 会	米沢章太郎	米子市西福原四九四番地	"	
米 沢 銳 郎 後 援 会	米沢章太郎	倉吉市葵町七二〇番地の七	"	
	"	"	"	

政治団体の名称

自由民主党江府町支部

異動事項

代表者

(新) 井上 一
(旧) 三好恭祐

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十一年第五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和五十一年四月十六日

一日時 昭和五十一年四月二十一日(水) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題

昭和五十一年度明るい選挙推進運動要領及び選挙常時啓発事業計画について

氏名	生年月日	住 所	職 業	電 話 番 号	経験及び閱歴	委嘱年月日
下田三子夫	明治、四、三	鳥取市西町四丁目一五	弁護士	(080)311367	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	
椋 貞男	明治、五、三	鳥取市寿町二五五	鳥取県地方労働委員会委員(会長代理)	(080)311367	鳥取県地方裁判所三次支部検事	昭和、二、七
小林 優治	明治、六、三	鳥取市吉海一〇〇	鳥取県私立学校審議会委員	(080)311367	鳥取県出納長	
田中 篠鶴	大正、一、七	鳥取市菖蒲四五五	大学	(080)311367	日本赤十字社鳥取県支部事務局長	昭和、一、三
		鳥取大学教授	大学	(080)311367	倉吉北高等学校校長	昭和、四、三
		鳥取大学助教授	大学	(080)311367	鳥取県立鳥取西高等学校校長	昭和、四、三
		鳥取大学教授	大学	(080)311367	鳥取県立鳥取西高等学校校長	昭和、四、三

地方労働委員会告示

鳥取県地方労働委員会告示第二号

労働委員会規則(昭和二十四年中央労働委員会規則第一号)第六十八条

第一項の規定により、鳥取県地方労働委員会あつせん員候補者の氏名、閱歴等を次のとおり告示する。

昭和五十一年四月十六日

鳥取県地方労働委員会会長 下 田 三 子 夫

勝部 可盛	昭へ、二、三四	米子市上福原一四五九の六 弁護士 鳥取県地方労働委員会委員
宇田 輝正	明國〇、二、二八	米子市博労町四丁目一六四 鳥取県労働相談員
直野 喜光	昭九、一、三	米子市加茂町一丁目二三 弁護士
石田 登	大四、四、一	米子市皆生一六八四の二 鳥取県労働組合総評議会西部地区 評議会副議長 博愛病院従業員組合執行委員長
中森 義人	大五、六、二	米子市浦津二五三 國鉄労働組合米子地方本部書記長
藤井 敏郎	大一、一〇、六	米子市皆生一〇九三 鳥取県地方労働委員会委員
小林 繁	大五、七、四	米子市皆生一六六一の五四 米子機工株式会社取締役 株式会社米子鉄工所専務取締役 鳥取県地方労働委員会委員
松篠 重允	大八、五、三〇	米子木工株式会社取締役社長 山陰家具工業株式会社取締役社長 日本海住宅産業株式会社取締役社長 鳥取県家具工業協同組合連合会会长長
野間 潔	大四、五、三一	米子市錦町二丁目二一一 米子信用金庫常務理事

鎌谷平八郎

大セ、二、三〇

鳥取市吉方温泉一丁目三六

鳥取県地方労働委員会事務局長

昭和、八、三三

谷口 俊男

大三、二、一九

鳥取市雲山尻の四

鳥取県地方労働委員会事務局次長

事務局
自宅
（宅）三一七五〇鳥取県地方労働委員会事務局
審査課長

昭和、七、三三

原田 芳秋

大三、九、三

鳥取市掛出町五の三

鳥取県地方労働委員会事務局調整課長

事務局
自宅
（宅）三一七五〇鳥取県地方労働委員会事務局
調整課長補佐

昭和、一、一六

山田 煉

昭三、三、八

鳥取市行徳い三一九

鳥取県地方労働委員会事務局審査課長

事務局
自宅
（宅）三一七五〇

鳥取県農林部耕地課管理係長

昭和、一、一六

鳥取県土木部管理課長

事務局
自宅
（宅）三一七五〇

鳥取県土木部管理課長

昭和、八、三三